

古河市議会概要

1 議会構成

(1) 議員数・・・条例定数 24 人（平成 27 年 1 月 1 日施行、改正前 28 人）

現員数・・・24 人

(2) 任期・・・令和 5 年 5 月 1 日～令和 9 年 4 月 30 日

(3) 会派数・・・5 会派

「政友会」「古河市公明党」「市民ベースの会」「真政会」「古河清風会」

(4) 年齢構成（令和 8 年 4 月 1 日現在）

年 齢	2 0 代	3 0 代	4 0 代	5 0 代	6 0 代	7 0 代	8 0 代
人 数	－	－	3 人	6 人	4 人	1 1 人	－

平均年齢：63.42 歳、最年長：79 歳、最年少：40 歳

2 本会議スケジュール

➤定例会 4 回（3 月、6 月、9 月、12 月）

(1) 初日 開会、議案の説明

(2) 2 日目 休会（議案調査）

(3) 3 日目 議案の質疑、委員会付託

(4) 4～5 日目 各常任委員会開催

(5) 6～8 日目 一般質問

(6) 最終日 各常任委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

※ 3 月：予算特別委員会、9 月：決算特別委員会あり（各 3 日間）

3 委員会

(1) 常任委員会（任期 2 年）

常任委員会は議会の内部組織として、その部門に属する事務に関する調査を行ったり、議案や陳情等を審査する。行政ニーズが多様化するなかで、執行機関の事務は広範多岐にわたり、なおかつ専門的であるため、議会として合理的、能率的に審査、調査するために部門別の委員会が設置されている。

・総務常任委員会 9 人

・文教厚生常任委員会 8 人

・産業建設常任委員会 7 人

(2) 議会運営委員会（任期2年）定数8人

議会を円滑、効率的に運営するために設置する委員会である。会期、議事日程、議案の取り扱いや一般質問の取り扱いなどの議会運営や会議規則、委員会条例などに関する事項などを協議、意見調整を図る場として設置された委員会である。

※ 議会運営委員会委員の選出（平成19年5月1日施行）

3人以上	5人までの会派	1人
6人以上	8人までの会派	2人
9人以上	11人までの会派	3人
12人以上	14人までの会派	4人
15人以上の会派		5人

(3) 議会だより編集委員会（任期2年）若干人で組織

議会活動の状況を市民に周知することにより、市民の議会に対する理解と関心を高めるため、「古河市議会だより」を発行する。

(4) 特別委員会

特別委員会は、必要に応じ、特定の事件を審査・調査するため議会の議決により設置され、審査・調査が終了した時に消滅する。また、3月の定例会、9月の定例会でそれぞれ予算や決算の審査をする時にも特別委員会が設置される。

(5) 全員協議会

議案の審議又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場として設置される。

4 その他

(1) 議会だより

- 定例会4回（6月、9月、12月、3月）及び必要に応じて臨時発行（改選時等）
- 各定例会の内容等を、翌定例会各月1日号として発行
- A4判、左とじ（横書き）、14～16ページを基本
- 市広報の発行日に合わせ、行政自治会を経由して市内約6割の世帯へ配布

(2) 議会改革の取り組み

- 一問一答方式の導入（平成28年12月定例会から）
- 電子採決システムの導入（平成28年12月定例会から）
- 議場のライブ配信（平成28年12月定例会から）
- 政務活動費の市HP掲載（平成29年6月から）
- 各常任委員会のライブ配信（平成29年6月定例会から）